

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	稲生野 甲佐線	上益城郡御船町大字水越字犬山 1707番地先から 同所同字 同番地先まで	前	3.5 ～ 10.0	85.0	緊道整 (防災)
			後	4.0 ～ 23.0		

2 区域変更する期日 平成15年6月23日

熊本県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年6月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年6月23日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡矢部町大字北中島字牟田口 2851番4地先から 同所同字 2850番3地先まで	107.0	地道改
一般県道	仏原高森線	上益城郡清和村大字高月字森 1054番地先から 同所 字古閑 1305番1地先まで	178.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年6月23日

公 告

熊本県公告第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に基づき平成15年1月20日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により水俣市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年6月23日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス水俣店  
熊本県水俣市小津奈木町字大和472-1
- 2 市町村意見の概要  
営業開始に当っては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき作成・提出された、大規模小売店舗届出書の内容を遵守すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局振興調整室  
平成15年6月23日から平成15年7月22日まで

熊本県公告第446号

上益城郡御船町七滝土地改良区理事長栗永栄一から平成15年5月21日付けで申請の定款変更については、平成15年6月16日付けで認可した。

平成15年6月23日

熊本県知事 潮谷義子